

## 三次市会計年度任用職員（日々雇用）受験案内

職 種 ・ 職 の 概 要	<p>地籍調査事業事務員</p> <p>地籍調査事業及び地図訂正業務遂行のための土地所有者や土地所有者が死亡している場合の相続人調査について責任をもって完遂することができる豊富な経験のある人材を確保する目的で設置する職であり、一担当者として業務の遂行を担います。</p>
募 集 人 数	パートタイム（日々雇用）：2人
申 込 受 付 期 間	令和6年1月26日（金）午前8時30分から 令和6年2月2日（金）午後5時15分まで
業 務 内 容	地籍調査事業遂行のための相続人調査事務，電話・来客対応ほか
受 験 資 格	<p>次の受験資格のすべてを満たす人が受験できます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 過去に1年以上の地籍調査に係る相続人調査の実務経験がある人</li> <li>2 令和6年4月1日以降に日々雇用登録可能である人</li> <li>3 パートタイム（1日あたり7時間45分まで，かつ1週間あたり15時間まで）の勤務が可能である人</li> </ol> <p style="text-align: center;">※地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する人は受験できません。</p> <p>(1) 拘禁刑以上の刑に処せられ，その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人</p> <p>(2) 三次市職員として懲戒免職の処分を受け，当該処分の日から2年を経過しない人</p> <p>(3) 日本国憲法施行の日以後において，日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し，又はこれに加入した人</p>
受 験 手 続	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 提出書類  <u>履歴書（申込書）【指定様式】</u>                      必要事項を自書又は入力してください。                      ※申込日現在において，三次市会計年度任用職員として任用され，総務部財産管理課に在籍しており，令和6年3月31日までその任用が継続している場合には，写真貼付，学歴，資格・免許等及び職務経歴の記入は省略可とします。                 </li> <li>2 提出方法・期限                     <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 直接持込み                              申込受付期間内に申込先に持参してください。ただし，土・日曜日，祝日は受付しておりませんので注意してください。</li> <li>(2) 郵送                              提出書類を角形2号封筒（24.0 cm×33.2 cm）に入れ，封筒の表左下に赤字で「日々雇用登録試験申込（地籍調査事業事務員）」と書き，裏に差出人の住所・氏名を明記し，郵送してください（申込受付期間内必着）。                              ※提出された書類等はお返ししません。</li> </ol> </li> </ol>

試 験	提出された履歴書により選考します。 ※面接試験は実施しません。	
審 査 ・ 合 格 ～ 登 録	審 査	合否については、書類選考による審査により決定します。
	合 格 発 表	令和6年2月22日までに、受験者全員に合否の結果を文書で通知します。なお、電話等での合否の問い合わせにはお答えできません。
	名 簿 登 載 (職 種 別)	試験合格者は日々雇用登録者名簿に登録されます。日々雇用登録者名簿登録期間は、令和7年3月31日までです。 ※受験資格を満たさない場合は日々雇用資格を失います。
任 用	<p>地籍調査業務量等を考慮し、相続人調査等の業務が必要となった場合や、緊急的な業務が発生した場合等において、名簿登録者の中から、適応性・勤務希望時間・地理的条件・職歴・技能等を踏まえ、適当な方を選定して任用します。</p> <p>任用の際は、財産管理課から電話等の連絡手段により、勤務を依頼します。</p>	
個 人 情 報 の 取 扱 い	履歴書（申込書）等に記載された個人情報については、この試験の実施及び採用後の人事管理上の目的に限って使用します。	
主 な 勤 務 条 件	登 録 期 間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで ※条件付採用期間有
	勤 務 場 所	三次市役所 総務部財産管理課のほか、三次市内の公共施設
	勤 務 時 間	1日につき7時間45分まで、かつ1週間あたり15時間までの間で、財産管理課から勤務を依頼した期間
	休 日	なし
	休 暇 制 度	なし
	給 料 ・ 報 酬	時間給 1,074円
	手 当 制 度	通勤手当相当費用弁償
	福 利 厚 生	災害補償
	服 務	地方公務員法第30条から第37条の規定が適用されます。
分 限 ・ 懲 戒	地方公務員法第28条（分限）及び第29条（懲戒）の規定が適用されます。	
申 込 ・ 問 合 せ 先	<p>〒728-8501 三次市十日市中二丁目8番1号</p> <p>三次市総務部財産管理課用地地籍係（市役所東館4階）</p> <p>TEL 0824-62-6386 FAX 0824-62-6137</p> <p>受付時間：月～金曜日（祝日を除く）の8：30～17：15</p>	

※任用されるまでに給与関係の条例・規則等が改正された場合は、その規定に従います。